

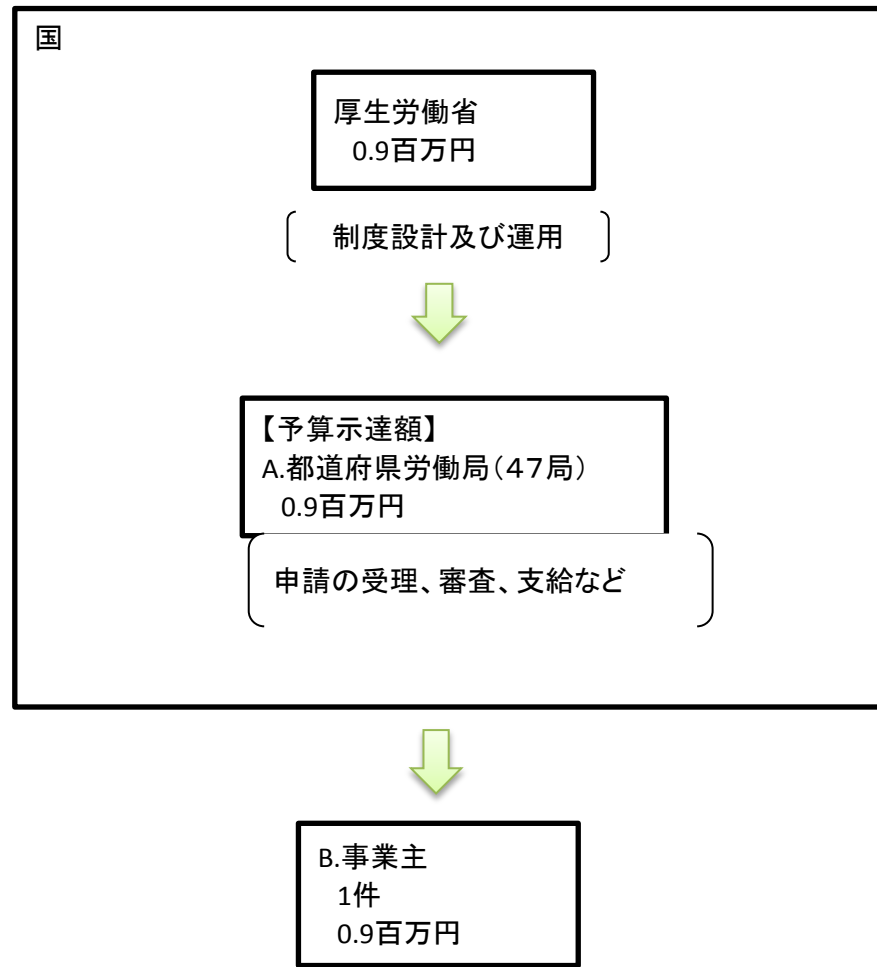
平成27年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	精神障害者雇用安定奨励金			担当部局	職業安定局雇用開発部		作成責任者	
事業開始年度	平成22年度	事業終了(予定)年度	平成26年度	担当課室	障害者雇用対策課地域就労支援室		地域就労支援室長 畑 俊一	
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定			政策・施策名	IV-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号 雇用保険法施行規則第115条第1項第20号、第118条の3第1項、同条第6項			関係する計画、通知等	—			
主要政策・施策	障害者施策			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	企業内における精神障害者について理解する体制作りを促進し、精神障害者の一層の雇用促進、さらには職場定着を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	精神障害者の雇用の促進・安定を図るため、以下の①～④のとおり、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた企業に対する奨励金 ①精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱した場合：雇用1人当たり年180万円を上限、委嘱1人当たり1回1万円 ②社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修させた場合：履修に要した費用の2/3(上限50万円) ③社内で精神障害に関する講習を実施した場合又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に資する講習を受講させた場合：講習に要した費用の1/2(1回5万円を上限、年5回を上限) ④在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合：配置した在職精神障害者1人当たり25万円 (※平成24年度限りで事業廃止。25年度以降は経過措置分のみ予算)							
実施方法	直接実施							
予算額・執行額 (単位：百万円)			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
	予算の状況	当初予算	97	46	2	-	-	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	97	46	2	0	0		
執行額	4.5	3	0.9	-	-			
執行率(%)	5%	7%	45%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度
	本奨励金を活用して、事業主が働きやすい職場作りを行い、平成24年10月1日から平成25年9月末までに雇入れ又は職場復帰から6カ月が経過した精神障害者のうち、さらに6カ月以上継続して雇用された割合 60%	雇入れ又は職場復帰から6カ月が経過した精神障害者のうち、さらに6カ月以上継続して雇用された割合 60%	成果実績	%	100	100	-	-
			目標値	%	60	60	-	-
			達成度	%	167%	167%	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
助成金の利用届提出件数(24年度より利用届を廃止)	活動実績	件	9	-	-	-		
	当初見込み	件	990	-	-	-		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	単位当たりコスト = 500,000円(X/Y)	単位当たりコスト	円	450,000	428,571	900,000	-	
	X:「執行額(百万円)」 Y:「支給件数」	計算式	X/Y	4.5百万円/4件	3百万円/10件	0.9百万円/1件	-	
平成27・28年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	助成金	-	-	平成24年度限りで廃止のため(平成25年度以降は経過措置分のみ)				
	計	0	0					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	本事業は、一般の求職者と比して就職が困難である障害者の雇用促進を目的として実施しており、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、国が行う職業紹介や雇用対策(障害者の雇用率達成指導)と一体的に実施しているものであり、国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(平成22年6月閣議決定)」(精神障害者の雇用義務化・職場における合理的配慮の提供の確保等)に対応するため、必要な支援措置を講ずる必要があることから、事業目的の妥当性や重要性の観点から優先度が高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	受益者である事業主の負担を考慮した必要な経費を負担するものであり妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	事業主の負担を考慮した必要経費の支給となっており、水準は妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	精神障害者を新たに雇用し、必要な環境整備に要した経費に限定し助成金を支給している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		△	周知不足により、執行額が予算額を下回った。	
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-		
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	目標を上回る実績となった。(25年度)	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	国が行う職業紹介や雇用対策と一体的に実施することにより高い実効性を確保している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	支給件数が少なかつたため。	
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	支給件数は低調であるが、本助成金を活用して、事業主が働きやすい職場作りを行うとともに雇い入れた者のうち一定期間継続雇用された労働者の割合については100%(平成26年度)となっており、精神障害者の雇用の促進・安定が図られている。			
	改善の方向性	本奨励金は平成24年度で終了しているものである。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	-	平成23年度	889	平成24年度	771
平成25年度	556	平成26年度	553		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかにつ
て補足する)
(単位:百万
円)



費目・用途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と用途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.東京労働局			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
助成金	事業主に対する助成金支給	0.9			
計		0.9	計		0
B.A社			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
助成金	精神障害者の雇用管理等に要する経費	0.9			
計		0.9	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	事業主に対する助成金の支給	0.9	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A社	精神障害者が働きやすい職場づくりを行ったことに伴う助成金	0.9	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					